会　議　録

会議の名称	第６回行田市資源リサイクル審議会
開催日時	令和３年１１月１１日（木） 開会：午前１０時００分　閉会：午前１１時０５分
開催場所	行田市教育文化センターみらい　第１学習室
出席者（委員）氏名	田尻要委員（会長）　高橋弘行委員　木村博委員 小林亘委員　中村洋子委員　小巻政史委員 今井剛史委員　中村博行委員 以上８名
欠席者（委員）氏名	小暮福三委員（副会長）　石郷岡ヨシ江委員　河辺孝幸委員 以上３名
事務局	環境経済部：江森部長　金子副参事 環境課：細谷課長　野中主幹　寺田主査　石渡主査
会議内容	（１）行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定案について （２）答申について
会議資料	・次第 ・資料１　行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案） ・資料２　行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申案） ・資料３　行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）に対する意見・質問対応表（案） ・資料４　行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申案）に対する意見・質問対応表（案） ・資料５　３－５　資源化の状況（改定案２５ページ修正案） ・資料６　第４回行田市資源リサイクル審議会会議録（写） ・別紙（意見反映版）　行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申案）
その他必要事項	傍聴人５名

会議録の確定	確定年月日	主宰者氏名
	令和３年１１月２２日	田尻　要

発　言　者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
	１．開会 **２．あいさつ**
事務局	それでは、これより、「議題」の審議に移ります。 議長につきましては、審議会設置条例第６条第２項の規定により、田尻会長にお願いいたします。
議　長	それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 議事進行につきまして、皆様の御協力をお願いいたします。 **３．議題** **（１）行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定案について** それでは、本日の議題の審議に入ります。 議題（１）「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定案について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	「資料１　行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）」、「資料３　行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）に対する意見・質問対応表（案）」及び「資料５　３－５　資源化の状況（改定案２５ページ修正案）」により、前回の審議に基づく校正内容、委員から事前に提出のあった意見・質問票に対する市の対応及び今回の修正点（改定案２５ページ）について説明
議　長	事務局の説明は終わりました。 前回の審議に基づき校正した内容と、事前に委員の皆様からいただいた改定案への御意見、御質問に対する市の対応についての説明がありました。 いかがでしょうか。御意見等がなければ、事務局からの説明のとおりに最終校正を行いまして、「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）」としてまとめたいと存じますが、よろしいでしょうか。

高橋委員	それでは何点か確認をさせていただきます。 まず１点目、「資料３行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）に対する意見・質問対応表（案）」の No. １についてですが、第３次行田市環境基本計画は令和４年度及び５年度の２か年で策定するとのことですが、来年度には新ごみ処理施設整備のための新たな一部事務組合が設立されます。それと行田市環境基本計画との整合性はどうなるのか確認させてください。 次に２点目、資料３の No. ２と No. ３について、関連していますのでまとめて確認させてください。緊急時には行田市長善沼最終処分場で埋立処分します、とのことですが、ここは民間の方が借りて太陽光発電を行っていると聞いています。それでも埋立処分はできるのですか。私自身は、もう長善沼最終処分場への埋立は終わったと理解していたので、そこを確認させてください。 それから３点目、資料３の No. ４について、他の分野では小数第１位までの表記に統一しているからという説明がありました。だからといって、なぜ 0.16％が 0.2％になるのか、直さないのには何か不都合があるのかと思います。これが 0.19％なら分かりますが、0.16％ということであれば、前回も言ったとおり１万分の 16 で、私からしたらほとんど変化がないわけですから、ここのところはもっと検討していただきたいと思います。 それから４点目、資料３の No. ７、事務局ではいつ頃国の方向性が定まると考えているのですか。あまり先に延ばしたのではごみ処理施設整備基本計画が変わってきますので、確認させてください。 それから５点目、資料３の No. ８で「②粗大ごみ処理施設には、資源物をストックするスペースが必要となるため、今回整備しようとするものです。」とありますが、資源物の中身について教えてください。
事務局	順次お答えいたします。

	まず１点目、資料３の No.１、環境基本計画との整合性についてですが、第３次環境基本計画については、令和６年度から開始する計画です。そのため、令和４年度、令和５年度の２か年をかけて作業を行います。環境基本計画は気候変動など新たに加わるものがあります。ごみとの関連が出てくるようであれば整合性を持たせたいと考えております。 次に２点目、行田市長善沼最終処分場で太陽光発電を行っているのではないかということについてですが、太陽光発電を行っているのは、現在の最終処分場ではありません。また、緊急時というのは、主に災害時、埼玉県環境整備センターが使えなくなった時を想定しておりますが、そうした緊急時には、行田市長善沼最終処分場を利用することも考えられるということです。 それから３点目、0.2%を 0.16%に直せない理由についてですが、土地利用については 0.01%という数字がございますので、小数第 1 位までですと 0.0%になってしまうということがあって小数第 2 位までの表記にしていますが、それ以外は全体を通して、統一して小数第 1 位までの表記としています。表３－２（ごみ総排出量の推移）については、処理量を出す段階でキログラムをトン単位に四捨五入しておりますので、小数第 2 位までの表記にしても正確な数字とは言えないことから、小数第 1 位までの表記にしています。 それから４点目、プラスチック資源循環促進法に関してですが、国はプラスチックを一括回収するという方向性を示しておりますが、一括回収したプラスチックをどのように処理するのかについては明示されておりません。現段階では、処理ルートの確立について国の動向を注視し、反映できる施策は反映してまいりたいと考えていますが、いつまでにということについては現時点では申し上げられません。 それから５点目、新施設におけるストックヤードについてでございますが、施設に持ち込まれるものを処理した後に、売却できるものは資源物として売却しますが、それを溜めておくためのス

	トックヤードを整備しようとするものです。 　現在も粗大ごみ処理場には、アルミなどを売却できるよう屋外に保管スペースがありますが、もう少ししっかりしたものにしていこうということで、物としては鉄やアルミ、ペットボトルや新聞紙、段ボール、そういったものをストックできるヤードを整備します。 　なお、具体的な内容、規模等については、来年度一部事務組合で策定する施設整備基本計画の中で決めていくことになります。
高橋委員	それでは１点目ですが、環境基本計画との整合性についての事務局の説明に、地球温暖化（気候変動）の話が出ていました。新聞やテレビ等でもＣＯＰ26（第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議）の話題がだいぶ取り上げられており、今後行田市でも取り組まなければならない重要な問題だと思います。わかる範囲で結構ですが、計画策定には新たな審議会等を開催する予定があるのかお聞かせください。 　次に２点目ですが、資料３の No.４（小数点以下第１位までの表記）については、私は正確な表記が必要だと思います。市民がこの計画を読んだときにどう判断するかわかりませんので、もう一度考えをお聞かせください。
事務局	まず１点目、審議会の開催予定についてですが、環境基本計画については環境審議会で審議していきます。環境審議会は、現在も環境基本計画の報告書作成のために年１回開催しておりますが、回数を増やす形で開催していきます。 　次に２点目、小数点以下第１位までの表記についてですが、繰り返しになりますがこの計画全体を通して小数点第１位までの表記としておりますし、キログラムをトン単位にする段階ですでに四捨五入された数字ですので、修正なしにさせていただきたいと思います。

中村博行委員	「資料３行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）に対する意見・質問対応表（案）」の No.９は私が出した質問です。３月に配られた「行田市ごみ処理基本構想」には、中間処理に「剪定枝資源化施設」、最終処分に「堆肥」とすでに掲載されているのですが、こちらは一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の案ですので、「検討」という文言を入れたいという私のこだわりがあります。たしかに第４回の審議会ではひと回り委員の意見を聴いていますが、もう一度意見を聴いていただきたいというお願いです。
事務局	お答えいたします。 ８月３日の審議会では採決を取ったわけではありませんが、皆さんの意見を伺った中で、おおむね了承をいただきました。その上で、反対意見を付記してほしいという意見があって、それを踏まえて、この後説明する答申案の付記につながっていきます。このまま立ち戻ってしまいますと、これまで積み重ねてきた議論が振出しに戻ってしまいます。堆肥化については了承されたものと認識しています。
議　長	いかがでしょうか。
中村博行委員	わかりました。
議　長	他にございますか。よろしいでしょうか。 皆さんにおかれましては十分に精査した上で事前に質問を寄せていただいていることと思いますので、御意見等もなければ事務局案どおりの最終校正を行いまして、行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定案としてまとめますがいかがでしょうか。 「はい」との声あり。
議　長	それでは最終校正を行い、行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本

	計画の改定案としてまとめさせていただきます。 **（２）答申について** 続きまして、（２）「答申について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	「資料２　行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申案）」、「資料４　行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申案）に対する意見・質問対応表（案）」、「資料６　第４回行田市資源リサイクル審議会会議録（写）」及び「別紙（意見反映版）」により、委員から事前に提出のあった意見・質問票に対する市の対応について説明
議　長	事務局の説明は終わりました。 この「答申書」は、先ほどの「ごみ処理基本計画の改定案」に添えて提出するものでございます。 委員の皆様から事前にいただいた御意見・御質問に基づく市の対応などを反映させたものが「別紙（意見反映版）」であるとの説明でございました。 皆さんの御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
高橋委員	それでは、「資料４行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申案）に対する意見・質問対応表（案）」の No. 1 についてお話しいたします。 別紙（意見反映版）では「○剪定枝資源化施設の整備について」となっていますが、これでは誰が、何人がそういう意見を出したのかがわからなくなってしまいますので、やはり「高橋弘行委員より反対意見」を付け加えてほしいと思います。今の説明ですと、「個人を特定するような文言を入れることはなじみません。」とのことですが、別になじまなくたって私は構わないと思います。なじまないといけない理由はないと思うので、しっかり出してほし

	いと思います。 　それから資料４の No. 3 と No. 4 について、今日配られた資料６の 15 ページを読みました。そのように私が言ったのであれば、訂正したいと思います。そのような発言をしたとしても、「ごみ処理の有料化による財源確保を図った上で、」という部分は削っていただきたい。それからやはり「すべきであるとの反対意見」ということを明記してほしいと思います。
事務局	「高橋弘行委員より反対意見」という部分については、審議会の答申ですので、委員の皆さんで協議していただければと思います。 　また、「ごみ処理の有料化による財源確保を図った上で、」という部分については、市としてはそのような発言があったのでまとめさせていただいたものですが、御本人から削除してほしいという依頼がありましたので、委員の皆さんに伺った後に削除することは問題ないと考えております。
議　長	それでは皆さんに２点御審議いただきます。 　１点目は、反対意見を掲載するのは当然として、答申案に高橋委員のお名前を付した上で反対意見があったことを掲載するかどうか。 　２点目は、会議録に載っている発言部分を削除するかどうか。 　この２点だと思いますがいかがでしょうか。
中村博行委員	２点目については、本人が訂正したいというのであれば受け入れて良いと思います。 　１点目については、複数の委員が意見を述べたわけではないので、名前を載せるのはもっと議論してからにすべきだと思います。
高橋委員	会議録の修正ではなく、答申案から削除してほしいということです。

議　長	わかりました。いかがでしょうか。 事務局に聞きますが、前例はあるのでしょうか。
事務局	答申案の中には意見を付して出すものもありますが、意見に個人名が出てくるものはございません。他の委員もいろいろな意見を述べていますので、通常は個人名を出すことはしません。
議　長	いかがでしょうか。どなたが何をおっしゃったのかは会議録で確認できますし、あくまで審議会としての答申ですので、名前を載せるというのは避けるべきだと思いますが、皆さんいかがでしょうか。 「議長の意見に賛成」との声あり。
事務局	字句の修正について確認させていただきたいと思います。 別紙（意見反映版）の最後の２行のところについては、「ごみ処理の有料化による財源確保を図った上で、」を削除し、「施設は整備せず、剪定枝の処理については民間業者に委託すべきである。」という修正でよろしいですか。
高橋委員	それで結構です。
議　長	それではそのような修正で進めたいと思いますのでよろしくお願いします。他にございますか。
中村博行委員	資料４の No.４は私が出した質問です。資料６第４回行田市資源リサイクル審議会会議録（写）にも書いてありますが、私は総論賛成、各論反対なので、このままでは賛成しかねるという立場です。

事務局	中村博行委員の御意見も確認した上で別紙（意見反映版）を作らせていただきました。文言については高橋委員から削除してほしいという部分がありましたので、その部分は削除して、先ほど申し上げたとおり修正させていただきます。
中村博行委員	わかりました。ここではまだまだ細かい議論が足りないということを強調しておきたいと思います。
議　長	ありがとうございます。他にございますか。
今井委員	先ほど最終案ということで事務局から説明がありましたが、別紙（意見反映版）の二重線が引かれている箇所は、二重線が引かれたまま提出するのですか。
事務局	変更点を二重線で引いただけですので、提出の際には二重線を取ります。また、タイトルが（答申案）となっていますが、この「案」の部分も削って提出します。
高橋委員	「○剪定枝資源化施設の整備について」の下の行が、「剪定資源化施設を整備する場合の･･･」となっていますが、「枝」を外した理由は何ですか。
事務局	単に校正段階で抜けてしまったものです。失礼しました。「枝」を入れます。
議　長	他にございますか。 ないようですので、ここで修正後の答申案について再度確認したいと思います。事務局の方で読み上げてください。
事務局	それでは読み上げさせていただきます。 まず、別紙（意見反映版）のタイトルの部分、（答申案）の「案」

	を削り、「行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申）」とします。 次に、「なお、審議の過程において、下記のとおり反対意見がありましたので付記いたします。」と、「反対」の文言を入れます。 それから、本文をすべて読み上げさせていただきます。 「○剪定枝資源化施設の整備について 剪定枝資源化施設を整備する場合の建設費や施設維持管理費は、市が推計した費用よりもかなり高額になると考えられる。今後、人口減少が進み、市の財政状況も一層厳しくなる中、高額な建設費と運営費等の固定経費を支出することは困難である。 子どもたちに「負の遺産」を残さないためにも、施設は整備せず、剪定枝の処理については民間業者に委託すべきである。」といたします。
議長	ただいま読み上げたものが答申の最終案となります。この内容で市長へ答申することとしてよろしいでしょうか。 「はい」との声あり。
議　長	それでは、この内容で市長へ答申してまいりたいと思います。 なお、市長への答申につきましては、会長に御一任いただきたいと存じます。 また、市長への答申と併せまして、委員の皆様へは答申書及び行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定案の写しを郵送させていただきます。 なお、答申書の提出方法は、審議会を代表して、私と副会長から市長へ提出いたします。提出日は後日調整します。 それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。 委員の皆様には議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。ここで、議長の職を解かせていただきます。進行を事務局に戻します。

事務局	４．閉会 　委員の皆様におかれましては、慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 　当審議会委員の任期は、市長への答申をもって満了となりますので、今回が最後の審議会ということでございます。 　昨年から本日まで、６回にわたる御審議をいただき誠にありがとうございました。 　これをもちまして閉会といたします。